

## 静岡県男女共同参画社会づくり活動に関する知事褒賞実施要綱

(趣旨)

第1 静岡県男女共同参画推進条例(平成13年県条例第46号)第10条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っているものを知事が表彰し、その功績を称えるとともに、男女共同参画社会づくりに対する県民の一層の関心と意欲を高め、もって男女共同参画社会の形成の促進に資するものとする。

(表彰の種類)

第2 表彰の種類は、知事褒賞とする。

(表彰の対象)

第3 男女共同参画社会づくりに積極的に取り組み、今後もその活動が期待できる次に掲げるものとする。

ただし、同様の功績により知事褒賞以上の表彰を既に受けているものは対象としないものとする。

- (1) 個人・団体の部 県内に居住又は県内に所在する事業所に勤務する個人で3年間以上継続して活動しているもの及び県内で活動する団体で3年間以上継続して活動しているもの
- (2) 宣言事業所の部 県内に所在する事業所で3年間以上継続して活動しているもので静岡県男女共同参画社会づくり宣言に登録しているもの
- (3) チャレンジの部 県内に居住又は県内に所在する事業所に勤務する個人及び県内で活動する団体

(募集の方法)

第4 被表彰候補の募集は次の方法により行う。

- (1) 個人・団体の部 別に定める推薦者からの推薦による。
- (2) 宣言事業所の部 自薦又は別に定める推薦者からの推薦による。
- (3) チャレンジの部 別に定める推薦者からの推薦による。

(表彰の基準等)

第5 被表彰者の区分、選考基準及び被表彰者数は、別紙のとおりとする。

(表彰の時期)

第6 表彰は、毎年1回7月に行う。ただし、この表彰の目的の達成のため効果的であると認めるときは、別の時期に行うことができる。

(被表彰候補の推薦)

第7 推薦者は推薦書に必要事項を記入し、関係書類を添付してくらし・環境

部長に提出する。

ただし、公募については別に定める方法による。

(選考方法)

第8 暮らし・環境部長は、選考委員会の選考に基づき被表彰者を決定する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成14年5月23日から施行する。

附 則

この改正は平成15年2月7日から施行する。

附 則

この改正は平成18年2月7日から施行する。

附 則

1 この改正は平成19年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に従前の規定により取り扱ったものは、改正後の相当の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則

この改正は平成22年3月17日から施行する。

附 則

この改正は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は平成24年3月13日から施行する。

別紙

静岡県男女共同参画社会づくり活動に関する知事褒賞に係る表彰の基準

| 区分            | 部 門                    | 基 準  | 被表彰者数                   |
|---------------|------------------------|--|-------------------------|
| 男女共同参画社会づくり活動 | 個人 の 部<br>・<br>団 体 の 部 | ① 男女の固定的役割分担意識の是正に貢献した、あるいは男女共同参画社会づくりに向けた気運の醸成に功績のある個人及び団体<br><br>② 従来、女性の参画が稀であった分野の活動に参画し、社会に大きな影響を与えている女性及び団体又は従来、男性の参画が稀であった分野の活動に参画し、社会に大きな影響を与えている男性及び団体<br><br>③ 男女共同参画の視点を取り入れ、まちづくり、観光、環境、防災等の分野における地域課題の解決に向けた実践的な取組を推進している個人及び団体<br><br>④ その他これらに準ずるもので、特に功績が顕著な個人及び団体 | 6名<br>(個人・団体・事業所)<br>程度 |
|               | 宣言事業所の部                | ① 女性の人材育成や積極的登用などを通じ、広く女性の社会参画に貢献している事業所<br><br>② 働く女性のための環境整備や男性の意識改革など男女が共同して参画することのできる職場づくりに積極的に取り組んでいる事業所<br><br>③ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を積極的に推進している事業所<br><br>④ 様々な生活上の困難を抱える人を積極的に採用し、活躍を促している事業所<br><br>⑤ その他これらに準ずるもので、特に功績が顕著な事業所   |                         |
| 女性のチャレンジ      | チャレンジの部                | ① 他の女性が自らもチャレンジしたいと思うような身近なモデルのチャレンジであること<br><br>② 男女共同参画が進展している事例として人々に訴えかけるチャレンジであること<br><br>③ チャレンジの結果、成功を収めた者であること<br><br>④ 従来女性の参画が稀であった分野へのチャレンジであること<br><br>⑤ 今後も様々な分野において活躍することが期待できる者であること  | 4名<br>(個人・団体)<br>程度     |